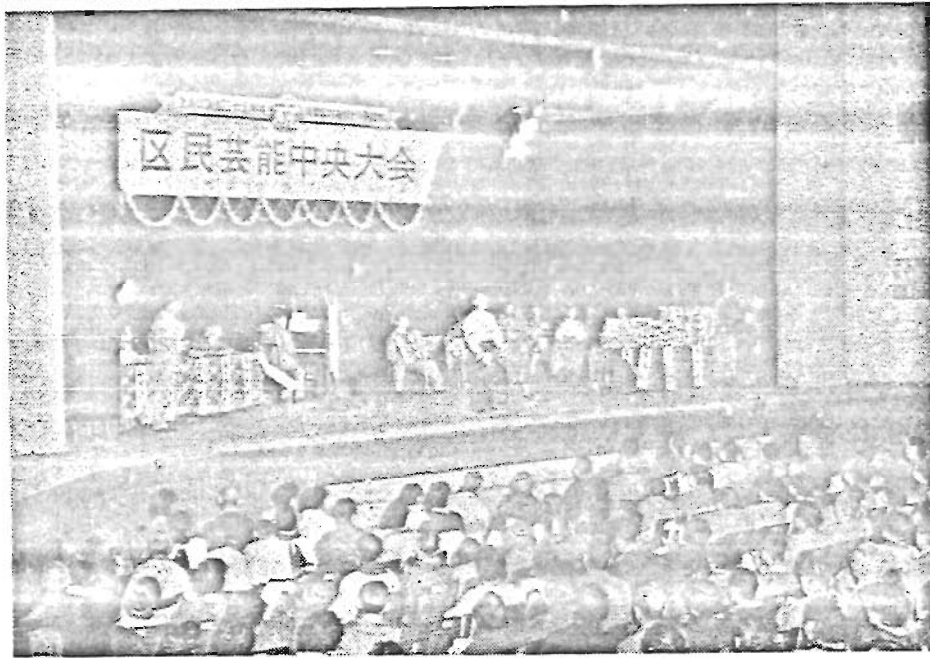


豊島区広報

No. 92.

昭和 32. 6. 25.

東京都豊島区役所



区民芸能中央大会

豊島区誕生二十五周年
特別区制施行十周年 記念

人気を呼んだ

去る五月二十二日午後五時より豊島公会堂で豊島区の誕生と特別区制施行を祝う記念行事として行われた中央芸能大会は定刻前に参加者は公会堂を取巻き開始時間頃にはさ

すがに広い公会堂もぎっしりと埋めつくされ木村区長、四海区議会議長の挨拶に続いて晴れの栄冠を競い合う大会の幕が切って落されました、さすがのど自慢、随自慢の出演

者の方々各地区においての優位者だけあって歌謡曲にもまた綾太郎、虎造ばりの浪曲にも、一曲一曲に人気は沸騰し拍手はやまず審査員などの顔も一位、二位を決定するの

に困り切った頃と傾で、中央大会にふさわしい状景でありました。こうした熱演、競演による興奮も九時頃にはその幕を閉ぢ審査員の慎重な採点の結果は次の方々豊島区一ナンパーワン」の折紙がつけられ区長賞、議長賞、その他数々の賞品が会場破れんばかりの拍手の中に贈られ記念行事の一つ、中央芸能大会はその全部を終りました。

夏期衛生対策 地区別協議会

(イ) 夏期衛生対策強調運動の実施について
(ロ) 特別区国民健康保健実態調査実施について
(ハ) その他

一、協議会開催日程

病菌が猛威を振る暑い夏がやっけてまいりました。本区においてはどうした病魔を未然に防止し住み良い豊島区の確立をめざし毎年夏期衛生対策の万全を期しておるのであります。本年もまたこれに備え地区別協議会を開催しように衛生豊島の完遂を計ることになりました。

一、協議事項

- 二位 赤い椿の港まち 晃
- 五位地区 市川 晃
- 三位 ここに幸あり
- 第一位地区 鈴木八重子
- 其他
- 一位 講談
- 二位 浪曲 原島 幸男
- 三位 講談 向井 吉勝
- 五位地区 山梨 務

区政地区一般委員 委嘱発令始る

本区々政の伸展に益々その力を発揮、本区独特の制度として本来の使命遂行に前進を続けている地区委員会の一般委員の任期は去る五月三十一日満了となりましたのでその後任については各地区にその

推薦方を依頼し既に決定を見られた第一地区においては去る七日、第九地区十一日、第四地区十三日第五地区十七日第二地区二十一日と、それぞれその委嘱状の交付式が行われました。爾余の地区においても

地区別	実施月日	曜日	会場	開会	終了
第1地区	6月27日	木	第1出張所会議室	後1時	後3時
"2"	" "	"	時弘小学校	" 3時	" 5時
"3"	7月 2日	火	大明小学区	" 3時	" 5時
"4"	6月28日	金	雑司ヶ谷小学校	" 1時	" 3時
"5"	" "	"	目白小学校	" 3時	" 5時
"6"	7月 2日	火	真和中学校	" 1時	" 3時
"7"	" 1日	月	椎名町小学校	" 1時	" 3時
"8"	" 1日	月	千早小学校	" 3時	" 5時
"9"	6月29日	土	第9出張所分室	" 1時	" 3時

決定を見次第交付式が取行われる予定であります。なお今回改選による地区委員は町会長、町会の役員等学識経験共にすぐれた方々でこのことは今後の区政の運営に一段の成果が期待されるところであります。

住み良い社会

国民健康保険の実施

わたくしたちの日常生活において病氣や、けがのために思わぬ困難に合う場合はしばしばありますが、こうした時に国民全部の人が加入する国民健康保険制度が早く実施され、安心して病氣やけがの治療ができたらどんなに暮しよいかと思います。

そこで東京都二十三区では来年からこの国民健康保険を実施しようとして鋭意研究中であります。而して東京都二十三区のような人口の多い都市でこの事業を行うためにはいろいろむづかしい点があり、どうしたらいいか国民健康保険が実施できるかということが、こん年度の訪問調査ということになったのであります。

七月一日から調査員がみなさんの家庭を訪問し健康保険に加入しているかどうか等についてお聞きする事になっております。この調査は国民健康保険を行うために重要な資料になりますので正確にお答えをお願いいたします。

なおおるすの場合でもわかるようにお願いいたします。この調査は区役所の住民登録簿に記載されている方について行われるのであります。国民健康保険加入は住民登録を

国民健康保険実施調査票

昭和三十一年七月一日

行	姓	名	性別	年齢	職業	世帯主	健康保険加入	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

してある方が対象となりますのでまだ住民登録をすませてない方はいそいそでお願いいたします。

なお国民健康保険が実施になりこれに加入すると次のような利益があります。

- 一、各種病氣、けがの治療が半額
- 一、助産費や葬祭費が支給される
- 一、保健施設が利用出来る。

調査員の持参する調査票はつぎのようになります。

本区商工業の繁栄策として毎年行われ、各方面より多大の好評を博し、大きな成果をあげている豊島区優良生産品展示会は本年も去る五月三十日より六月三日に亘る五日間豊島区誕生二十五周年、特別区制施行十周年を記念し豊島区公会館に盛大に開催されました。出品物はさすがに斯界を代表する製品ばかりなのでその内容外観共に充実し、參觀者の目を奪うに充分でありました。なお本年の出品数は

豊島区誕生25周年、特別区制施行10周年記念 優良生産品展示並即売会

例年に見ない程の多数でありその上、新しい品目が会場をひときわ賑かにし、都内各区の関係者、業者、一般区民、その他の參觀者に深い感銘と本区商工業の伸



展に大きな足跡を残して豊島区の秀生を記念し特別区制施行を祝う展示即売会は終了いたしました。

なおこの展示即売会に出品された五九業者に対しては去る十八日午前十時より豊島公会館二階会議室において木村区長外助役、収入役、来賓として産工聯合会長、産店街聯合会長、区商工委員等列席の上感謝状の贈呈式が行われました。



昔を懐しみ 今を語る座談会

前号にお知らせいたしましたように豊島区の誕生から今日までの生い立ち、そして未来への夢についての懐古座談会は五月二十七日二十八日、三十日の三日間豊島公会館において木村区長の挨拶に続いて行われましたが、さすが各界の有識人の集りだけあってその内容が豊であるばかりでなく、その話術の巧さには驚く程でありました。

ことに「根津山怪談」池袋名物「人生壺」の生い立ちにまつわる話等は、興味深く、この三日間に亘る、豊島区、区内の名所古蹟、建築物の由緒由来をテーマにしたこの昔を懐しみ今を語る座談会は、豊島区の誕生二十五周年と特別区制十周年を祝うのにふさわしいものでありました。

都営住宅(第二種 第三種)申込終る

今年度第二回入居申込を六月三日から五日まで行いましたが、本区申込数は、一三〇〇件ありました。

抽せん番号のお知らせは、申込者にはがきで、二十二日頃まで送られ、抽せんは、二十八日午前十時から新宿生活館で行なわれます。

研を競う名木名花

阜月大会

季節を象徴し、季節を飾る紅白、色とりどりの阜月大会が豊島区誕生二十五周年と特別区制施行十周年を記念して五月三十日より六月八日まで豊島公会堂前の中池袋公園で開催されました。出品された三十余点はいづれも見事に丹精された名木名花ばかり

で、道往く人の足をとめさせ、激しい生活の戦いにいどむ人の心にひとときの憩いをもたらすのをあたらえてくれました。この阜月大会は本区では初めての試みでありましたが、好評にこたえて来年も大方の出品を希望しています。



「夏の山が呼ぶ」キャンプ村開設

すがすがしい夏のみどりの山に抱かれて、清流のせせらぎの音を子守歌の如くに眠り、茂れる青葉を往交う小鳥の歌に合して歌うキャンプ生活!!そこには豊かな情操が育ち若い健康が弾む!!本区においてはこうした環境の生活の中に

区民みなさんの健康と豊かな情操と教養を育てていただくため次のようにキャンプ村を開設いたしますことになりました。山はみなさんのお出を待っております。

- 記
- 一、期間 七月二十四日より八月五日まで
 - 一、場所 山梨県中巨摩郡芦安村南アルプス夜叉神峠頂上付近
 - 一、対象 一般区民
 - 一、設備 中学生以上の男女四、五人用テント一〇張
 - 一、使用料 無料
 - 一、携行品及交通費 衣類、炊事用具、食料、医薬品、お交通費は東京、甲府片道三〇〇円
 - 一、申込 甲府片道安までバス片道七、川七月十八日までになお一グループ四、五人以上で申込むことが便利です。

アマチア将棋、囲碁大会 奮って御参加を

健全なる将棋、健全なる囲碁の普及により明朗な職場生活、家庭生活の育成に役立せようとして本区では次のように将棋、囲碁の大会を開催する事になりました。希望の方は期日までに申込れるようお奨めいたします。

記

- 一、期日 六月三十日
- 一、場所 将棋午前九時三十分開始
- 二、種目 囲碁午前十時開始
- 一、種目 豊島振興会館二階 将棋 個人戦 A級 五級以上

記

- 一、参加料 無料
- 二、申込期日 六月二十七日まで

一、申込 七月十八日までになお一グループ四、五人以上で申込むことが便利です。

「増加所得は貯蓄へ」 貯蓄組合預金百参拾億円

唯今「増加所得を貯蓄へ」の特別運動が始まっております。本区においては貯蓄運動の展開される毎に、資本の蓄積はまず貯蓄からと区民のみならずの御協力をお願いしてまいりましたが去る三月三十一日現在で区内の各貯蓄組合についてその現況を調査いたしましたところ、その効果が素晴らしいものであることが判明いたしました。これはみなさんの貯蓄心の昂揚と、貯蓄実践のあらわれと思われませんが本年は所得税の軽減もありましたので一層の貯蓄の実践をお願いいたします。なお貯蓄の推進に大きな役割を果たしている子供銀行も本区内には別表に見られるように相当数普及設立されておりその貯蓄額も千万円を超え、その成績をあげておりますがまだ設立を見ざる小中学校、地域小児会等も多数見受けられますのでこの際これらの設立促進にも一段の御協力をお願いいたします。

区内の貯蓄の状況は次のようになります。

貯蓄組合現勢 (昭和32年3月31日現在)

種別	組合数	組合員数	現在貯蓄額
地域組合	3	181	884,506
教域組合	20	1,600	71,745,590
予金者組合	38	310,834	13,859,622,310
その他組合	14	2,399	11,550,912
計	75	315,014	13,943,803,318

子供銀行現勢 (昭和32年3月31日現在)

区分	銀行	郵便局	計
行数	19	3	22
貯金者数	9,033	646	9,679
貯蓄額	11,261,845	1,239,698	12,501,543

事業所統計調査等の実施について

来る七月一日現在に於り、つぎのとおり各種統計調査が実施されますので、区民の皆様のご協力をお願いいたします。

一 事業所統計調査

統計法に基づく指定統計第二号として、全国一斉に行われる国の基本的調査で、事業活動を行っている全ての事業所の状況を調査し、わが国経済の実態と施策の基礎資料となる統計を作製するために行われます。

この調査は、昭和二十二年に第一回調査が行われ、二十九年よりは三年目ごとに七月一日現在で調査が行われることに定められ、今回の調査は第五回目に当ります。調査の概要等はつぎのとおりです。

(1) 調査区および調査員

区全域を一五二調査区に分割し、調査区ごとに都知事の任命する民間調査員一名が調査を担当します。

(2) 調査の対象

つきに掲げる事業所を除く全ての事業所が対象となります。

- (イ) 農林水産業に該当する事業所
- (ロ) 区役所等のように行政

事務を行う官公庁

(ウ) 三カ月以上休業中の事業所

(エ) 収入を得て従事する従業員がいない事業所

(オ) 露店、サーカス小屋等のように場所的設備が一時的な事業所

(カ) 駅のホームや映画館等の売店、会社内の社員用の理髪所、食堂等のようにもっぱら主事業所のために設置されている事業所

(キ) 駐留軍または外国政府の管理する事業所

(ク) 従って公会堂、保健所、保育所、児童相談所、水道局、都電営業所等のような公営の事業所をはじめ、商店、工場や銀行、会社等は勿論学校、幼稚園、洋裁、算盤塾等の教育施設、辯護士、医院、浴場下宿屋その他のサービス業を営む事業所、またはそれを業とする画家、音楽家その他の芸術家や芸人までも全て調査の対照に含まれます。

(3) 調査の種類、方法

全調査対象を全部調査する甲調査と、サービスマのみを、国の指定する方法で抽出調査する乙調査

とに分れていますが、乙調査の一部を除き、全て調査員が聞き取り調査を行うことになっていきます。

(4) 調査内容

(イ) 甲調査

事業所の名称、所在地、経営組織、本店、支店の別、従業員数、事業の内容および会社の資本金の七項目

(ロ) 乙調査

従業者の給与額および一年間の事業総収入の二項目

(3) 結果の公表等

項目別に集計完了の都度総理府統計局より公表されますが、明年三月までに完了の予定です。

なお、区においては、事業所名簿を作製し利用することになっていきます。

商業動態統計調査

統計法に基づく指定統計第六十四号として、商業活動の動向を敏速かつ継続的に明らかにし、景気観測その他の資料とするために行われる調査です。

調査区は、通商産業大臣および都知事の指定する区域で、本区においては、高田本町二丁目全域と西果鴨三丁目の一部が指定されています。この区域内に所在する、卸および小売を営む全商店の月別売上高および期末在庫等の調査のため、区の係員が各商店を訪問し、調査票を配布し、記入を

御依頼いたします。

この調査は、七月一日を第一回とし、十月一日、明年一月一日および四月一日の四半期ごとに継続して行われることになっていきます。

三 東京都就業状況調査

失業対策、社会保障その他の施策立案の基礎資料とするため、東京都が行う調査で、都の指定する調査区を抽出調査します。

その調査区内の世帯より、さらに約四分の一の抽出率で抽出された世帯について、十四才以上の世帯員の就業不就業の状況を、約十項目にわたり質問調査を行います。

以上の三種の調査が、全て七月一日現在で行われますが統計調査員は統計法により調査内容を他に洩らすと処罰されますし、また区役所その他の役所が調査の内容を統計以外の徴税その他の目的に利用することも禁ぜられておりますので、質問には安心して真実をお答え下さるようお願いいたします。なお調査については、御不審等がありましたら、区役所総務課統計調査係(電話97-1、00六番へ)御連絡下さい。

六月分米穀の配給

一、基本配給

第一回 内地米 四日分

第二回 準内地米 二日分

第三回 内地米 四日分

六月二十一日—六月三十日

六月十六日—六月三十日

第三回 準内地米 四日分

六月一日—六月三十日

三、外米 一人当り五疋

六月一日—六月三十日

六月十六日—六月三十日

第三回 内地米 四日分

六月一日—六月三十日

三、外米 一人当り五疋

六月一日—六月三十日

六月十六日—六月三十日

第三回 内地米 四日分

六月一日—六月三十日

三、外米 一人当り五疋

六月一日—六月三十日

区民税の早期完納に

報奨金を交付

区民税は毎年一月一日現在本区内に居住しておいて、前年中に所得のあった方が、納税義務者として均等割額と所得割額の合算額を納めていただき、他区に住所があつて本区内に事務所事業所、又は家屋敷を有する方は均等割のみを納めていただくことになっております。その納める方法は次の通りであります。

給与所得者は特別徴収といって会社又は事業所において給与の支払をする際に(六月から翌年三月の間)特別徴収義務者が源泉で徴収して納入する方法であります。前項以外の方は普通徴収といって納税者宛に徴税令書を発行し次の納期に分割して納付する方法であります。

第一期納期限 六月三十日

第二期納期限 八月三十日

第三期納期限 十月三十日

第四期納期限 一月三十一日

普通徴収は以上のように納期限が規定されておるため税額を期別に分割した連記

式の徴税令書を、第一期の納期月である六月中旬までに交付されます。これは正しい申告書を提出された方又は所得税が確定された方々のみに対して交付されるのであります。

その他の方は本区の税務職員が、実態調査の上課税標準を決定し課税いたします。次に今年度の区民税の税率は次の通りであります。

一、均等割額 七〇〇円

一、所得割額 所得税額の百分の二十一

なお本年度より当区役所、各出張所、銀行、信用金庫、郵便局等で納期前に納付した方は、その領収証書(令書)と印鑑を当区役所税務課に御持参下されば「その納付額の百分の一に納期前の月数を乗じて得た額」の報奨金を即日交付いたします。

但し報奨金の額が千円以上になる方は、報奨金請求書を出していただいで別途にお支払

いたします。

六月二十一日—六月三十日

六月十六日—六月三十日

第三回 準内地米 四日分

六月一日—六月三十日

三、外米 一人当り五疋

六月一日—六月三十日

六月十六日—六月三十日